

告示

埼玉県告示第五百四十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による届出の概要等について、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年十一月八日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

マルヤ東川口店

埼玉県川口市戸塚二丁目二十七番地十一号

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）午前十時から午後十時

（変更後）午前九時から午後九時四十五分

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前九時四十五分から午後十時十五分

（変更後）午前八時四十五分から午後十時

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

（変更前）午前三時から翌午前〇時

（変更後）午前六時から午後十時

ハ 変更年月日

平成二十五年十一月一日

ニ 届出年月日

平成二十五年十月二十五日

二 縦覧期間

平成二十五年十一月八日から平成二十六年三月十日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に

対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十五年十一月八日から平成二十六年三月十日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課